測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.06
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.09
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.13
同上88,000人を超える数	0.46

附則別表第十一の次に次の表を加える。

附則別表第十二

⑴　都道府県分の「地域雇用創出推進費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十五関係）

段階補正	
測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.33
2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.36
2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.46
3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.43
5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.39
6,000,000人を超える数	0.36
測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.94
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.55
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.55
同上900,000人を超える数	0.60

⑵　市町村分の「地域雇用創出推進費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十五関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.84
250,000人を超え1,000,000人までの数	0.27
1,000,000人を超える数	0.07
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.06
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.09
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.13
同上88,000人を超える数	0.46

別表第一中⑴から⑷までを次のように改める。

別表第一　法第13条に規定する補正係数の算定に用いる補正率等の表（第６条、第７条、第９条、第10条、第11条の２、第13条、第17条、第49条関係）

⑴　都道府県分

経費の種類	測定単位	補正率等				
一　警察費	警察職員数	段階補正				
		測定単位の数値が3,023人以上のもの				
		3,023人	1.00			
		3,023人を超え5,000人までの数	0.97			
		5,000人を超え10,000人までの数	0.96			
		10,000人を超え20,000人までの数	0.93			
		20,000人を超える数	0.93			
		測定単位の数値が3,023人に満たないもの				
		その団体の数値	1.00			
		3,023人に満たない数が1,023人までの数	0.02			
		同上1,023人を超える数	0.09			
二　土木費　1　道路橋りょう費	道路の面積	密度補正				
		その団体の交通量				
		11,000台までの数	1.000			
		11,000台を超え13,000台までの数	1.087			
		13,000台を超え20,000台までの数	1.335			
		20,000台を超え30,000台までの数	1.540			
		30,000台を超える数	1.876			
		普通態容補正	1.000			
		㈱　北海道にあつては0.900、沖縄県にあつては0.800とし、指定都市を包括する道府県にあつては、上記の率にそれぞれ0.001を加算した率とする。				
		寒冷補正				

級地	寒冷度		積雪度		
			雪寒道路の面積		その他の道路の面積
	北海道	その他の都府県	北海道の区域内の国道及び開発道路	その他の道路	
4級地	0.077	0.086	0.415	0.830	0.000
3級地	0.048	0.053	0.313	0.626	0.000
2級地	0.029	0.032	0.195	0.389	0.000
1級地	0.017	0.019	0.111	0.222	0.000
無級地	0.000	0.000	0.111	0.222	0.000